

## 中東情勢の影響等を受ける中小企業の資金繰りを 支援するため、県制度融資メニューを新たに創設します。

県内企業への中東情勢に伴う影響が懸念される状況を踏まえ、香川県、県内金融機関及び香川県信用保証協会が協力して県制度融資「経済変動対策融資」（原油価格・物価高騰等対応分）を6月1日から創設し、中小企業の資金繰りを支援することとしました。

### 〈経済変動対策融資とは〉

経済的環境の変化により、経営の改善、安定化を図るために運転資金が必要な中小企業者に対し、運転資金を融通するもの

### 〈今回創設したメニューの内容〉

○現行の経済変動対策融資と比べて融資対象者を拡大するものであり、これにより売上高等の減少が現れた早い段階から、融資を利用できるようになります。

詳細は6/1（月）以降に経営支援課のホームページをご覧ください。

### 〈現行の経済変動対策融資との制度比較〉 詳細は別紙をご覧ください

○融資対象者（6）および（7）について

（6）売上高要件に関する直近1月の実績 現行▲10%→▲5%

（7）売上高総利益率又は営業利益率要件に関する直近1月の実績 現行▲10ポイント→▲5ポイント

拡充の項目	現行【経済変動対策融資】	新設【経済変動対策融資（原油価格・物価高騰等対応分）】
融資対象者の拡大	（6）直近1月の売上高が直近3年のいずれかの同期比▲10%+今後2月の売上高（見込）が直近3年のいずれかの同期比▲5% （7）直近1月の売上高総利益率又は営業利益率が直近3年のいずれかの同期比▲10ポイント+今後2月の売上総利益率又は営業利益率（見込）が直近3年のいずれかの同期比▲5ポイント	（6）直近1月の売上高が直近3年のいずれかの同期比▲5%+今後2月の売上高（見込）が直近3年のいずれかの同期比▲5% （7）直近1月の売上高総利益率又は営業利益率が直近3年のいずれかの同期比▲5ポイント+今後2月の売上総利益率又は営業利益率（見込）が直近3年のいずれかの同期比▲5ポイント

### 〈開始時期と取扱期間〉

6月1日から開始し、取扱期間は令和8年8月31日まで（※期日までに融資実行すること）

現行の制度	経済変動対策融資
1. 融資対象者	<p>県内で1年以上引き続いて同一事業を営む中小企業者又は組合であって、次の要件のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 中小企業信用保険法第2条第5項の1～8号のいずれかの規定に基づき、会社の本店所在地（個人は主たる事業所）を管轄する市町長の認定を受けたもの</p> <p>(2) 経済的環境の変化により、最近3か月間又は6か月間の売上高が直近3か年のいずれかの同期の売上高に比べて5%以上減少し、経営の安定に支障が生じているもの</p> <p>(3) 取引先の倒産により債権回収が困難になっているもの</p> <p>(4) 原材料等の高騰その他の経済的環境の変化により、最近3か月若しくは6か月又は直近決算期における売上総利益率又は営業利益率が、その前年における同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて5ポイント以上減少し、経営の安定に支障が生じているもの</p> <p>(5) 感染症法における「指定感染症」又は知事が特に対応が必要と認めた疾病等による影響により、最近1か月の売上高が直近3か年のいずれかの同期の売上高に比べて5%以上減少しているもの</p> <p>(6) 最近1か月の売上高が直近3か年のいずれかの同期の売上高に比べて<u>10%以上減少し</u>、かつ、今後2か月間で見込まれる売上高の合計が直近3か年のいずれかの同期の売上高に比べて5%以上減少して、経営の安定に支障が生じているもの</p> <p>(7) 最近1か月の売上高総利益率又は営業利益率が直近3か年のいずれかの同期の売上高総利益率又は営業利益率に比べて<u>10ポイント以上減少し</u>、かつ、今後2か月間で見込まれる売上高総利益率又は営業利益率の合計が直近3か年のいずれかの同期の売上高総利益率又は営業利益率に比べて5ポイント以上減少して、経営の安定に支障が生じているもの</p>
2. 資金使途	経営の改善、安定化を図るために必要な運転資金
3. 融資金額	80,000千円以内
4. 融資期間	10年以内（据置期間3年以内） 原則として毎月元金均等償還とする
5. 融資利率	融資期間7年以内 1.5%、融資期間7年超 1.8%
6. 信用保証	保証付 信用保証料率 年 0.40%～1.55% 経営安定関連（セーフティネット）保証が適用された場合は 年 0.60%とする
7. 担保	必要に応じて徴求する
8. 保証人	金融機関・信用保証協会の定めるところによる
9. 取扱金融機関	百十四銀行、香川銀行、高松信用金庫、観音寺信用金庫、香川県信用組合、中国銀行、伊予銀行、愛媛銀行、四国銀行、高知銀行、阿波銀行、徳島大正銀行、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行

6/1～取扱開始	経済変動対策融資（原油価格・物価高騰等対応分）
1. 融資対象者	<p>県内で1年以上引き続いて同一事業を営む中小企業者又は組合であって、<u>中東情勢の影響により</u>次の要件のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 中小企業信用保険法第2条第5項の1～8号のいずれかの規定に基づき、会社の本店所在地（個人は主たる事業所）を管轄する市町長の認定を受けたもの</p> <p>(2) 経済的環境の変化により、最近3か月間又は6か月間の売上高が直近3か年のいずれかの同期の売上高に比べて5%以上減少し、経営の安定に支障が生じているもの</p> <p>(3) 取引先の倒産により債権回収が困難になっているもの</p> <p>(4) 原材料等の高騰その他の経済的環境の変化により、最近3か月若しくは6か月又は直近決算期における売上総利益率又は営業利益率が、その前年における同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて5ポイント以上減少し、経営の安定に支障が生じているもの</p> <p>(5) 感染症法における「指定感染症」又は知事が特に対応が必要と認めた疾病等による影響により、最近1か月の売上高が直近3か年のいずれかの同期の売上高に比べて5%以上減少しているもの</p> <p>(6) 最近1か月の売上高が直近3か年のいずれかの同期の売上高に比べて<u>5%以上減少し</u>、かつ、今後2か月間で見込まれる売上高の合計が直近3か年のいずれかの同期の売上高に比べて5%以上減少して、経営の安定に支障が生じているもの</p> <p>(7) 最近1か月の売上高総利益率又は営業利益率が直近3か年のいずれかの同期の売上高総利益率又は営業利益率に比べて<u>5ポイント以上減少し</u>、かつ、今後2か月間で見込まれる売上高総利益率又は営業利益率の合計が直近3か年のいずれかの同期の売上高総利益率又は営業利益率に比べて5ポイント以上減少して、経営の安定に支障が生じているもの</p>
2. 資金使途	経営の改善、安定化を図るために必要な運転資金
3. 融資金額	80,000千円以内
4. 融資期間	10年以内（据置期間3年以内） 原則として毎月元金均等償還とする
5. 融資利率	融資期間7年以内 1.5%、融資期間7年超 1.8%
6. 信用保証	保証付 信用保証料率 年 0.40%～1.55% 経営安定関連（セーフティネット）保証が適用された場合は 年 0.60%とする
7. 担保	必要に応じて徴求する
8. 保証人	金融機関・信用保証協会の定めるところによる
9. 取扱金融機関	百十四銀行、香川銀行、高松信用金庫、観音寺信用金庫、香川県信用組合、中国銀行、伊予銀行、愛媛銀行、四国銀行、高知銀行、阿波銀行、徳島大正銀行、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行

※融資申込期間及び実行期間について

融資取扱期間は、令和8年6月1日から令和8年8月31日までに保証申込を受け付け、かつ同期間に融資実行されたものとする。